

平成27年度第1回志摩市自然環境保全審議会 議事録

日時：平成28年1月29日(金)午後1時30分～

場所：志摩市役所 4階 401会議室

【開会】

事務局

本審議会委員14人中、出席者は11名である。志摩市自然環境保護審議会設置に関する条例第6条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告する。

1. 会長挨拶

会長

本日は追加諮問ということで、新規案件、志摩市生活排水処理基本計画案についてご審議いただき。また継続案件である環境基本計画案についてご審議いただき、本日の答申を目指す。円滑な議事運営に努めてまいりたい。

2. 諮問

諮問書を朗読・手交

3. 議事

会長

議事1、志摩市環境基本計画（案）について今回ご審議いただき、答申させていただきたい。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料に基づき説明）

環境基本計画は志摩市に合併後初めて策定するものである。策定に当たり、志摩市環境基本計画策定委員会での協議、市民、中学生、高校生へのアンケート調査、志摩市環境基本計画策定市民会議での検討結果などにより策定を行っている。

昨年11月12日から12月14日までパブリックコメントを実施した。特に意見はなかった。パブリックコメント終了後、事務局で語句等の見直しなどを行い、本日の最終案としてお示しをさせていただいた。

概要をご説明する。

第1章は計画の基本的事項を掲載している。計画策定の目的としては、本市における良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、志摩市全体を対象とした「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を併せて策定している。

役割としては、長期的な目標や総合的な施策を明らかにし、総合計画などの計画と整合を図りながら、調和のとれた施策を推進するために必要な事項と、市民、事業者、市のそれぞれの主体ごとの責務を明らかにして具体的な行動などを示している。

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間である。

第2章、志摩市の環境。現状の環境に関するデータなどを掲載している。

10ページ、(2)地球環境、温室効果ガス排出量のところで、グラフと表の平成25年度分が空白になっていたが、数値を入れさせていただいた。それに伴い、平成24年度以前の数値も若干変わってきている。

27ページ、28ページ、2番、今後の課題として、アンケート結果、市民会議の意見をもとに志摩市の環境の現状を分析し、志摩市としての課題を、地球環境、自然環境、都市環境、生活環境、参加・協働という5つの分野で整理している。

29ページから第3章、1、志摩市の望ましい環境像として、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち 志摩」と設定をさせていただいた。

30ページ、31ページ、望ましい環境像を実現するために環境目標を5つ設定した。

- 1、「地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち」
- 2、「豊かな自然を守り、人と自然の共生を実現するまち」
- 3、「環境への負荷を減らし、安心して快適な暮らしを実現するまち」
- 4、「歴史や景観を大切にし、潤いのある暮らしを実現するまち」
- 5、「環境について学び、主体的に行動するまち」

32ページ、33ページ、望ましい環境像を実現するための取り組みとして、5つの環境目標、それぞれの環境目標に対する施策の方向、それに対する施策の方針を体系図で示した。

34ページ、35ページ、平成25年度の最新の数値が確定したため、差し替えでお配りしている。

この部分については、地球温暖化対策実行計画も併せて策定していることから、何のガスを対象にするのか、国の削減計画との関連などについて掲載をしている。二酸化炭素を対象として、その排出量の現状把握と削減目標を設定することとした。

35ページ、本市の二酸化炭素排出量の削減目標は、国と県の施策によって見込まれる削減量に加え、この計画に基づく市民・事業者の取り組みや市の施策など、市が独自に取り組むものによる削減量を加算して計算している。平成37年度には平成25年度比で-28.8%の削減を実施し、267,700トンの排出量に抑えることを目標としている。

下の棒グラフには国と市の削減目標を比較して示している。志摩市の目標年度は平成37年度で、国の約束草案の目標年度が平成42年度であり、目標年度は少し違うが、国の削減

目標が直線的に削減が達成されたと仮定して比較すると、市の削減目標は国を超えたものとなっている。

36 ページは、第 4 章、施策の体系で示した内容を個々に示しているページとなっている。

37 ページから 65 ページまで、5 つの環境目標ごとにまとめて、施策の方向、施策の方針、37 年度の目標をまとめさせていただいている。

66 ページから 70 ページ、地球温暖化対策の推進、環境資源の保全と活用の推進、資源循環型社会の推進、この 3 つを重点的取り組みとして掲載している。

72 ページ、73 ページは里海ライフスタイル 10 + 1（じゅうぷらすいち）ということで、志摩市が目指す環境像に向けて、市民・事業者が取り組むことができる行動例を示している。10 まではこちらのほうで提案させていただいているが、最後の 11 については + 1 ということで、ご自分で何をすれば環境のためにいいかということを考えて書き込んでいただくという方式を取っている。この里海ライフスタイル 10 + 1 については広報しま 2 月号、3 月号に掲載し、啓発を計っていく。またケーブルテレビの行政チャンネルの 2 月前半の放送で里海ライフスタイル 10 + 1 の紹介をする。

74 ページから第 6 章「計画の推進に向けて」として、推進方策と進行管理の方法について掲載している。各主体の役割として、市民、事業者、市、それぞれの役割を示している。

76 ページ、2 番、進行管理の方法ということで、この計画の進行管理については PDCA サイクルにより達成度や施策の実施状況を把握し、目標の実現に向かって取り組みを行っていく。中間年に当たる平成 33 年度に計画の見直しを行う予定である。

計画の推進体制についてのチャートは、市民、事業者、市がどのように関連をもって取り組んでいくかを示している。計画に沿って、市民、事業者、市でそれぞれに取り組みを進め、その実施状況等を把握して自然環境保護審議会に報告を行う。審議会でその状況について審議し、いただいた意見などは、市役所の担当部署にも情報提供し、必要に応じて環境調整会議で協議を行い、以後の事業等を実施する際に改善などをしながら取り組みを進めていくというイメージである。「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち 志摩」という環境像に向けて、市民、事業者、市が一体となって取り組みを進めていくというイメージになっている。

会長

環境基本計画の策定に際しては、市民のご意見を伺い、それを反映させる機会として、市民会議と策定委員会が設けられた。そこで慎重に検討を進めてきた。パブコメも実施された。この審議会は志摩市の環境政策の全体を管理するような位置づけである。この基本計画について、志摩市の環境政策全体から見たときに整合性が十分取れているかどうか、こうした作り込みでよいかどうか、そうした観点からのチェックをいただきたい。今回が最終回となるが、この審議会に課せられた役割をご理解賜ればありがたい。ご意見を願います。

委員

再生可能エネルギーについて、27 ページに「環境にやさしい太陽光などの再生可能エネルギー機器」、38 ページに「再生可能エネルギー導入の促進」と書かれているが、ここで言う再生可能エネルギー導入の促進はあくまで家庭や事業所における電力消費が少ない機器や、屋根にパネルを載せる、そういったことを指すのであって、山林等を切り開いて発電所を設置することではないという理解でよいのか。

事務局

伊勢志摩国立公園の中であり、自然を破壊してということは想定していない。家庭の屋根につけられる太陽光などのレベルを想定している。そのことに関しては明確に言葉で出していない。

委員

環境省では国立公園の保護のほかに、再生可能エネルギー導入も進めている。国立公園は日本を代表する自然の風景地である。自然の風景地以外で導入を促進すべきである。一方で、志摩市の中には規制の緩い普通地域がある。そこでは届け出さえ出せば設置できる。積極的に推進する立場ではないが、法的な規制はそれほどはかかっていないという微妙な状況であるが。

事務局

どの程度の文言で表現できるか検討する。

会長

基本的な考え方、認識としては同じであると思う。

委員

58 ページ、景観保全の取り組みの中に志摩市の景観計画は入れなくていいのか。

事務局

景観条例を作ったのはマスタープラン以降のタイミングだったと思う。景観条例についての文言を入れるほうがいいのか確認したい。

委員

32 ページからの施策の体系の中で、望ましい環境像の下に5つの環境目標があり、その下に施策の方向が書いてあるが、それと66 ページからの重点的取り組みはどうつながって

いるのか。施策の方向のタイトルと、重点的取り組みの3つのタイトルが別のタイトルになっているが、どうなのか。

事務局

施策の体系の中で施策の方向として挙げているものをそのままピックアップするような形で重点的取り組みとしたわけではない。いろいろな施策の方向の組み合わせで重点的取り組みとしてこの3つの取り組みを推進していくというようなイメージで作成をしている。施策の方法と重点的取り組みの文言は一致していない。

委員

これを読んだ市民はこの施策の方向を中心に考えた方がいいのか、重点的取り組みを中心に考えた方がいいのか曖昧になってしまうのではないか。

会長

市民の皆様にはわかりいい形で示せるような工夫がないか検討いただきたい。

委員

76 ページの進行管理の方法の PDCA サイクルは誰がすることになるのか。

事務局

まず担当課が自己評価をし、それを審議会に報告してご意見をいただくイメージである。まだ漠然としか決めていない。

委員

数値目標の数値の根拠は何か見通しを立てられているのか。63 ページの小中学校の環境教育実施回数は54から目標が52回ということだが。

事務局

一律に右肩上がりの目標ではない。学校の統廃合で学校数の減少を踏まえて現状維持より少ない目標設定となっているが、事業の目標としては高いほうで設定している。数字が低いから事業の方向性が下がっているということではなくて、母数が減ったり、人口減の影響も加味して設定している。

同時進行で総合計画のほうも見直しの作業をしている。そちらとかけ離れたものにならないよう調整している。

委員

小中学校での 52 回というのはどこからの根拠になっているのか。

事務局

細かい算定の根拠までは各課に求めなかった。確認すれば根拠は出てくるが、今すぐに返事ができない。1 学校当たりの実施回数は増えているが、学校数が減ったため全体の数字が減っている。

中学校は 11 校が 6 校に統合、小学校は 22～23 校が 1 桁台になる。15 校で年 3 回で 45 回という計算になる。

副会長

生活排水処理基本計画と環境基本計画は整合性は取れているのか。

事務局

生活排水処理基本計画は生活排水処理をする施設を整備していく計画である。整備が進めば陸域からの環境負荷が減る。水環境に対しての負荷を減らしていこうということで方向は同じである。里海は豊かな海ということで、一方的に減らすだけではなくて、人の手を加えて栄養塩などの循環とか、そういうものも含めての計画になっている。整合性は取れている。

会長

いくつかご意見をいただいたが、大きな計画の方向性について大筋了解というような形でご意見をいただいたものと考えている。この計画案を審議会としてはご了承いただくということで答申させていただきたい。

今後は、計画の策定ではなくて、市民に広報し、この計画に基づいて具体的な行政の施策を展開させていくことになる。答申案には委員会の要望を書き示すことができる。その点についてご意見をいただきたい。

委員

この地球温暖化対策実行計画の地域施策編を作成いただくと、環境省の省エネ機器導入の補助金も使えるような事業が増えてくると思う。市のほうでも民間事業者を含め、PR いただくと普及啓発が進むのではないかと。ご検討いただきたい。

副会長

パブコメでは意見がなかった。広報が不十分だったのではないかと。100%の市民が理解できているレベルまでしっかり広報していただきたい。

委員

この計画は立派だが、これを市民へどう下ろしていくかということが課題である。子どもを教育することが一番端的なような気がする。

会長

志摩市にとって環境基本計画は初めての策定である。広報のあり方、進行管理のあり方を含めて、これから試行錯誤が始まっていくと思う。私たちも厳しい目で監視監督をしながらこの計画の進行を見守っていきたい。

ただいまいただいたご意見を含めて、答申とさせていただきたい。答申書の詳細な文言については副会長と私にご一任させていただきたい。

議題 2、志摩市生活排水処理基本計画の案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

初めに今回の諮問の趣旨について説明する。

現行の志摩市生活排水処理基本計画は平成 17 年度に策定され、平成 18 年度から 27 年度までが計画期間となっている。本年度で期間が満了する。そこで、生活排水処理の現状等を把握して、社会経済情勢の変化、また国や県の汚水処理施設の整備に関する構想などを踏まえ、三重県生活排水処理アクションプログラムの策定方針に基づき、改めて生活排水処理施設の整備手法について必要な見直しを図った。今回お示しさせていただいたものは第 2 期となる。今回その計画について諮問をさせていただいた。

また、新しい里海のまちによるまちづくりを進めている。その実現に向けた環境施策として必要不可欠な施策であることや、合併処理浄化槽の普及率、志摩市の人口減少対策を踏まえ検討している。その検討の結果、今後、下水道などの集合処理施設の新規の整備は行わない。生活排水処理は個別処理施設である合併処理浄化槽の整備により進めていくという結論となった。その内容がこの計画書に示されている。

日々の暮らしの中で市民が幸せや誇りを実感できる生活環境、自然環境の保全を図っていくため、今回の計画の目標、方向性について、審議会でご審議をお願いするものである。

1 ページ、第 1 章、生活排水処理計画の位置づけを記載している。本市の生活排水処理施設整備は現在 5 割程度で、公共用水域への影響が問題となっている。生活排水対策の必要性は十分認識されている。長期的・総合的な視点から、生活排水の処理の方向性を明確にする必要があることを記載している。

2 ページ、生活排水処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき市町村に策定の義務がある。ごみと同様に生活排水に関しても基本方針を定めていく必要があり、今回策定する。

現行の計画期間が満了することに伴い、国と県の構想、また 20 年後の志摩市の状況等も見据え、今回 10 年間の計画を策定している。中間年の平成 32 年度に見直しを行う予定である。

4 ページから 9 ページに志摩市の自然特性と社会特性を掲載している。

10 ページから志摩市の生活排水処理現状と課題をまとめている。

11 ページ、表 3-1、生活排水処理率については住民基本台帳の人口に対する実際に生活排水が処理されている人口の割合である。平成 26 年度末で 45.8%となっている。

15 ページに課題をまとめている。下水道などの集合処理施設は合併後、新規の事業は着手していない。下水道の処理区域内の接続率も低迷している。水環境の保全の観点から、生活排水対策の重要性を認識していただくように市民に啓発を続けていく必要がある。

16 ページ、計画の基本方針として、住宅が密集している地域を特定し、そこで下水道整備を行った場合、合併浄化槽で整備した場合の整備費用の経済的な比較を行った。県のマニュアルに沿って事務作業を進めた。ほかに、啓発活動の推進についても記載をしている。

17 ページ、今回の計画の目標である生活排水処理率は平成 37 年度に 62.7%を掲げた。経済性による比較検討を行った結果、すべての区域で個別処理、合併処理浄化槽での整備が有利という判定となった。これにより、下水道等の施設は既に整備が完了している 7 つの施設のみとなり、今後は新規の下水道事業は行わない。すべての区域を合併処理浄化槽による整備によって進めていくことになった。

28 ページ、表 2-29 に 37 カ所の区域の一覧表である。

33 ページ、下水道の整備費用と浄化槽の整備費用を比較し、最終的にすべてが個別が有利という判定が出たため、今回下水道の整備は行わないという結論に至った。

会長

この計画は今回初めて提示された。結論として今後は浄化槽を中心とした個別処理施設の整備で施策を進めていくということである。ご意見をいただきたい。

委員

11 ページ、市では小向井地区はコミュニティ・プラントと言われているが、県ではコミュニティ・プラントはゼロとなっている。矛盾しているが、どのように考えているのか。

合併前から、阿児町時代に下水道計画があり、地権者をお願いして都市計画を進めた。そのときに合併浄化槽を据えるという話があったのだが、将来的には下水道にするからそれにつなげるようにという指示のもと、今のコミュニティ・プラントになっている。上水道は市が引き取ったが、そこだけ引き取らないで、民間の運営になっている。市に引き取ってほしいとお願いしているが、なかなか引き取っていただけない。1日 927 トン^mの処理能力があるが、3割しか使っていない。採算ベースは黒字である。1億以上の積み立てもしている。引き取っても問題ないのではないか。

事務局

コミュニティ・プラントは市が整備したものという扱いになる。ここに処理人口を掲載するという取り扱いであるため、ゼロという表記になる。

委員

阿児町時代のものとは関係ないのか。阿児町のお金も入っているが。

事務局

資料では阿児町時代でもゼロという表記であった。

会長

今後の市全体の整備ともかかわりの深い話だとは思う。議事録に残すとともに、検討の機会があれば検討いただきたい。

副会長

資料 31、処理能力と建設費の関係を関数を使って数式を出されているが、処理能力 1200 m³/トンの施設が神明と船越は建設費にかなり差がある。なぜこれだけ差が出てくるのか。

事務局

担当課に確認する。後日説明資料なりお渡しさせていただく。

副会長

関数は指数関数になっているが、神明の建設費にかなり引っ張られているのではないか。もしこのデータがなければ直線回帰になるのではないか。普通、ごみ処理施設や下水道処理施設は規模の経済性があり、処理規模が大きくなるほど単価が安くなると言われているが、これは指数関数的に増えていっている。これをそのまま使っているのか。

事務局

実績値を加味したということで事務的には進めさせてもらった。

副会長

神明のデータは外れ値になってしまうのではないか。使うかどうかもう一度検討されたほうがいいのかもわからない。

事務局

一度担当課に確認し、検討する。

会長

今の部分をペンディングにするか悩ましいが、ご検討いただきたい。

委員

検討された結果として、市町村設置型ではなく、個人設置型に落ち着いたということによろしいのか。

事務局

そうである。市町村設置型は導入の可能性調査を平成 20 年度に行っている。財政状況が好転しない限りは個人設置型で行くと議会にも報告させていただいている。現在の財政状況も加味して個人設置型という方針である。

委員

合併浄化槽で進めることは賛成である。

鵜方の駅前あたりは単独浄化槽がたくさん入っている。集中でやったほうがいいのではないか。水質検査をすると前川の汚れがひどい。そのあたりの対策を重点的に施策に盛り込むほうが、里海創生に関連していいのではないか。

会長

今回は基本計画ということである。これから詳細な事業計画が策定される。

事務局

基本的な方針として合併浄化槽による整備である。市町村設置型については今の段階ではしないという方針だが、設置スペースの関係でつけられないということであれば何軒かをまとめて違うところにつけるというのも可能である。エリアによってはそういうことを進めていくというのは今後検討の材料とさせていただきたい。

委員

20 ページ、表 4-2 と 4-3 は見にくい。知らない人が見るとなぜ上と下と数字が違うのかわからない。1 つにまとめてパーセントで書けないか。工夫していただきたい。

会長

これは多くの市民の目に触れることを考えての計画なのか。

事務局

そういうことではない。

会長

環境基本計画とは位置づけも違ってくると思うが。

事務局

確かに見にくい表ではあると思う。

会長

誰を想定読者とするか、バランスも考えてご検討いただきたい。

この計画は、国の法律、県のアクションプランとの整合性が特に求められる計画である。基本的には庁内で検討を進めていただいた。パブリックコメントは済んでいるのか。

事務局

済んでいる。

会長

いろいろな角度からご意見をいただいた。大きな政策転換を伴うものであるが、大筋ご了承をいただいているものと感じている。これについても、ご承認、ご承諾いただけるようであれば、この審議会としてはこれをもって答申という形にさせていただきたい。よろしいだろうか。

市全体の方向性はこの基本計画ということになると思うが、とりわけ生活排水の処理のあり方については地域性がかなり関わってくる問題だとは思う。西尾委員にご提案いただいた点も含めて、各地域の地域特性などに実際に考慮いただきながら具体的な事業展開を望みたいと思っている。少し答申の中にも反映させていただきながら検討いただきたい。

この答申書の詳細について副会長と私にご一任いただきたい。

本日の主な議題の環境基本計画、生活排水処理基本計画のそれぞれの案についてはご審議いただき、また市長への答申についてはいずれも詳細な文言等について私どもにご一任をいただいた。主な議題は以上である。

その他、ご意見はあるか。

委員

環境基本計画、生活排水処理基本計画の今後のタイムスケジュールを教えてください。

事務局

答申書作成の協議をいただき、2月中に市長への答申をさせていただく。その後、印刷にかかる。環境基本計画については2月中に印刷を完了する予定である。生活排水処理基本

計画は3月の中ごろまでには完了し、市民への周知についてはほかの計画も今回策定されているので、どのように広報で周知するか、まだ調整がなされていない。市民に対しての周知について今後検討させていただきたい。

今年は、総合計画、里海の計画と種々の計画をそれぞれで練っている。バラバラに市民に周知するわけにもいかない。総務等と周知については検討していきたい。

会長

答申書は私どもで責任をもって作成させていただき、市長に答申書をお渡しする前の段階で一度各委員に郵送していただき、ご確認いただく。その点について事務局にお願いしておきたい。

本日の議事はこれで終了する。

事務局

ご熱心な協議、ありがとうございます。市長への答申については正副会長に一任いただいたので、今後、検討させていただきたい。皆様からの貴重なご意見についても検討させていただく。

環境基本計画については2年にわたり慎重なご審議ありがとうございました。

なお、皆様の任期は9月30日までである。突発的に審議していただく事項が出た節はよろしくお願ひしたい。

これで平成27年度第1回自然環境保護審議会を閉会する。まことにありがとうございました。

以上